

## 監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	教育委員会事務局及び教育機関
監査の種類	平成27年度 定期監査（28監第3号 平成28年4月1日報告）

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 特定事項</p> <p>学校給食業務に従事する非常勤職員の勤務時間の算出に誤りのある例が認められた。</p> <p>※ 学校給食共同調理場で調理業務等に従事する非常勤職員（以下「調理員等」という。）については、勤務時間や休暇等の管理を各学校給食共同調理場で行い、月の初日から末日までの出欠勤等の状況を教育委員会事務局へ報告している。</p> <p>平成27年4月分の調理員に係る勤務状況報告書において、月の勤務時間報告を123時間として報告すべきところ、126時間と報告していた。</p> <p>なお、教育委員会事務局では、当該報告書に基づき誤った額の賃金を支出していた。</p> <p style="text-align: center;">（常磐学校給食共同調理場）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>担当職員の確認不足により、誤った勤務時間を報告したことによるものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>今後は報告の際に複数の職員で出勤簿と突合する等、確認を徹底していきます。</p> <p>なお、本事案につきましては、修正対応済みです。</p>
<p>2 収入事務（その1）</p> <p>照明設備使用料に係る収入事務において、使用料が前納されていない例が認められた。</p> <p>※ 市公立学校運動場照明設備使用料条例第3条では、運動場照明設備の使用許可を受けた者は、その使用料を前納しなければならないと規定されている。</p> <p>しかしながら、平成27年4月23日に申請された学校体育施設使用許可申請書において、施設使用日時の初日が同年4月25日であるにもかかわらず、同年4月30日に許可を行い、その使用料は同年5月12日に</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>学校体育施設の使用については、申請書の受付を各学校で行い、納付書発行及び調定を学校支援課にて行っているため、受付から納付書発行まである程度の時間を要します。</p> <p>そのため、申請日と施設使用日の間に十分な日数がない場合は、納付書発行等の事務が施設使用日までに間に合わず、使用料の納入が遅延したものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>収納されていた。【類例3件あり】 (学校支援課)</p> <p>3 収入事務(その2)</p> <p>学校給食費に係る収入事務において、誤った給食費の内容が報告されるとともに、当該報告に基づく調定に誤りが生じている例が認められた。</p> <p>【事例1】給食費対象人数の誤り</p> <p>※ 平成27年7月分の小名浜第二小学校に係る給食費について、給食費集金台帳の月額給食受給者数は497人であるが、当該校を所管する小名浜学校給食共同調理場へは、月額徴収の人数を、一般分が486人、牛乳アレルギー分が10人の合計496人と報告しており、1人分(一般分)少なく報告していた。</p> <p>小名浜学校給食共同調理場はこの誤りに気付かず、1人分(一般分として3,890円)少ない金額で調定を行っていた。</p> <p>【事例2】精算徴収額の誤り</p> <p>※ 平成27年7月分の小名浜第三小学校に係る給食費について、年度途中で他校へ転出した児童については、給食費精算内訳書を作成し、精算事由が発生した月の給食費を決定することとされているが、当該校を所管する小名浜学校給食共同調理場へは、精算徴収のうち1人分は、4,068円と算出すべきところ4,067円と算出し、1円少なく報告していた。</p> <p>小名浜学校給食共同調理場はこの誤りに気付かず、1円少ない金額で調定を行っていた。</p> <p>(小名浜第二小学校、小名浜第三小学校、小名浜学校給食共同調理場)</p>	<p>このような状況を踏まえ、使用料の納入遅延を防止するため、学校及び使用団体へ申請時における注意喚起の通知を行ったところです。</p> <p>なお、今後は収納管理を徹底し、適正な事務処理に努めて参ります。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>小学校において確認不足により誤った報告を行ったこと、また、報告を受けた学校給食共同調理場において書類内容の確認が不足していたことによるものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>小学校の担当者に確認のうえ、平成27年7月16日付けで、不足金額の増額更正を実施しました。</p> <p>また、学校支援課において、各学校給食共同調理場の担当者には、事務担当者会議において、複数の職員でチェックするなど対応を徹底するよう指導しました。</p> <p>さらに、給食主任会議の際に、各学校の担当者に対し、給食費精算内訳書の入力誤りがないよう指導しました。</p> <p>今後は、このような誤りが発生しないよう、書類を送受する双方からの確認を行うなどの対応を徹底していきます。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>4 収入事務（その3）</p> <p>学校給食費に係る収入事務において、指定金融機関等への納入が遅延している例が認められた。</p> <p><b>【事例1】中央台北小学校</b></p> <p>※ 平成27年4月分の給食費として4月21日に徴収した54,460円については、5月11日が納入期限であるにもかかわらず、納入期限後の5月27日から7月31日までの間に徴収した1,399,270円と合せて、7月31日に指定金融機関等に納入していた。</p> <p>なお、同年5月分の納入期限は6月10日、6月分の納入期限は7月10日であるが、4月分と同様に、納入期限前に徴収した給食費を納入期限までに納入せずに、納入期限後に徴収した給食費と合せて、すべて7月31日に指定金融機関等に納入していた。</p> <p><b>【事例2】中央台南小学校</b></p> <p>※ 平成27年4月分の給食費として4月21日に徴収した42,790円については、5月11日が納入期限であるにもかかわらず、5月12日に指定金融機関等に納入していた。</p> <p>また、平成27年7月分の給食費として7月16日及び7月21日に徴収した916,542円については、8月10日が納入期限であるにもかかわらず、8月26日に徴収した50,570円と合せて、9月8日に指定金融機関等に納入していた。</p> <p><b>【事例3】平第四小学校</b></p> <p>※ 平成27年4月分の給食費として5月8日までに徴収した99,245円については、5月11日が納入期限であるにもかかわらず、5月15日に指定金融機関等に納入していた。</p> <p>また、平成27年7月分の給食費として7月24日及び7月27日に徴収した11,670円については、8月10日が納入期限であるに</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>学校給食費の収納事務について、各月の納入期限について認識していたにもかかわらず、各学校で徴収する度に指定金融機関等へ行くことが煩雑となり、担当職員等が納入事務を怠ったことによるものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>今後は、期限内の徴収分は期限内に納入するよう、また、期限後の徴収であっても翌月まで保管せず、その都度納入するよう、努めていきます。</p> <p>また、学校支援課においては、給食費の納入期限については、給食主任会議の際に、各学校の担当者に周知するとともに、納付書にも納期限を記載して通知しておりますが、納期限内の速やかな納入を促すなど、各学校給食共同調理場から各学校に対する定期的な指導を徹底していきます。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>もかかわらず、8月21日及び8月28日に徴収した22,590円と合せて、9月10日に指定金融機関等に納入していた。</p> <p><b>【事例4】郷ヶ丘小学校</b></p> <p>※ 平成27年7月分の給食費として7月23日から8月4日までに徴収した19,450円については、8月10日が納入期限であるにもかかわらず、納入期限後の8月25日に徴収した3,890円と合せて、9月7日に指定金融機関等に納入していた。</p> <p><b>【事例5】小名浜第一小学校</b></p> <p>※ 平成27年4月分の給食費として5月7日に徴収した7,780円については、5月11日が納入期限であるにもかかわらず、納入期限後の5月12日及び5月13日に徴収した7,780円と合せて、5月15日に指定金融機関等に納入していた。</p> <p><b>【事例6】植田小学校</b></p> <p>※ 平成27年4月分の給食費として5月7日及び5月8日に徴収した24,878円については、5月11日が納入期限であるにもかかわらず、納入期限後の5月29日から6月8日までに徴収した19,450円と合せて、6月8日に指定金融機関等に納入していた。</p> <p><b>【類例1件あり】</b></p> <p><b>【事例7】川部小学校</b></p> <p>※ 平成27年4月分の給食費として4月21日に徴収した23,340円については、5月11日が納入期限であるにもかかわらず、納入期限後の5月14日に徴収した425,108円と合せて、5月15日に指定金融機関等に納入していた。</p> <p>(中央台北小学校、中央台南小学校、平第四小学校、郷ヶ丘小学校、小名浜第一小学校、植田小学校、川部小学校)</p> <p>5 支出事務 いわき市奨学生選考委員会の委員報酬及</p>	

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>び臨時職員の賃金支給に係る支出事務において、所得税等の源泉徴収税額に誤りのある例が認められた。</p> <p><b>【事例1】源泉徴収税額表の適用誤り</b></p> <p>※ いわき市奨学生選考委員会の委員に係る報酬について、1人当たり8,300円の支給総額に対し、所得税法第28条の給与所得として同法第185条第1項第2号イの規定により、給与所得の源泉徴収税額表(月額表)の乙欄を適用し、復興特別所得税と併せて3.063%の税率で254円を源泉徴収した上で、差引支給額を8,046円としていた。</p> <p>しかしながら、当該委員報酬については、同法第185条第1項第2号ホの規定により、給与所得の源泉徴収税額表(日額表)の乙欄を適用し、復興特別所得税と併せて1,230円を源泉徴収した上で、差引支給額を7,070円とすべきであった。</p> <p><b>【事例2】本人が障害者等に該当した場合の税額表適用欄の誤り</b></p> <p>※ 職員が所得税法第2条第1項第28号に定める障害者に該当する場合、扶養親族等の数は、当該職員の扶養親族に1人を加算した数とすることから、所得税等の額は、給与所得の源泉徴収税額表中の扶養親族等の数「1人」の欄を適用し、「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」の「185,000円以上187,000円未満」に該当する額「2,640円」と算出すべきところ、扶養親族等の数「0人」の欄を適用し、所得税等の額を「4,270円」と算出していた。</p> <p><b>【事例3】16歳未満の扶養親族に係る取扱い誤</b></p>	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>いわき市奨学生選考委員会の委員報酬に係る所得税等の源泉徴収額算定の誤りについては、担当職員の課税等に係る知識不足によるものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>今後は、組織として、専門的な知識の習得や重層的なチェック体制の強化を図り、適正な事務執行に努めてまいります。</p> <p>なお、所得税等につきましては、指摘後直ちに、委員各自において確定申告していただくように依頼いたしました。</p> <p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>嘱託職員の賃金に係る所得税等の源泉徴収額算定の誤りについては、嘱託職員本人が障害者等に該当する場合の扶養親族等控除欄に係る適用人数の取扱いに関し、担当職員等の認識誤りがあったことにより発生したものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>当該嘱託職員に係る平成27年分の所得税等の源泉徴収税額につきましては、同年分における年末調整により、最終的には当該嘱託職員に不利益が生じることのないよう適切に対処したところです。</p> <p>今後は、所得税法等関係法令及び財務省告示(所得税源泉徴収税額表 月額表)に定められた内容について遵守するとともに、職員間のチェック体制の強化を図り、適正な事務執行に努めて参ります。</p> <p>[指摘事項が発生した原因]</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>り</p> <p>※ 所得税法第2条第1項第34号の2に定める控除対象扶養親族は、「扶養親族のうち年齢16歳以上の者」とされていることから、16歳以上の扶養親族を有していない日々雇用職員の賃金に係る所得税等は、給与所得の源泉徴収税額表中の扶養親族等の数は「0人」の欄を適用し、「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」の「117,000円以上119,000円未満」に該当する額「1,640円」と算出すべきところ、扶養親族等の数は「1人」の欄を適用し、所得税等の額を「0円」と算出していた。</p> <p>(学校教育課、生涯学習課、美術館)</p>	<p>日々雇用職員の賃金から源泉所得税等を徴収するには、扶養控除等申告書を基に扶養人数を確認し、源泉徴収税額表中の扶養親族等の数の欄で適用税額を算出しますが、担当職員の認識不足により控除対象年齢を誤り、間違った扶養親族の数で所得税等を算出していたことによるものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>該当となる日々雇用職員は、平成27年10月12日に退職しており、美術館での年末調整はできなかったため、この旨電話で連絡し、確定申告をしていただくようお願いしました。</p>
<p>6 契約事務 (その1)</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定を適用し、随意契約の方法により締結している契約において、見積人を1者とする理由の記載が不十分な例が認められた。</p> <p>※ 体験型経済教育施設廃棄物収集運搬処理業務委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用して随意契約(少額随意契約)の方法により契約締結しているが、見積人を1者とする場合には、2者以上から見積書を徴することが困難な理由の記載が必要となるが、「当該事業者は、現在施設の清掃用務を受託しており、一般廃棄物及び産業廃棄物のどちらも収集運搬処理でき、併せて請け負うことで、効率的に業務を遂行できる。」という抽象的な表現にとどまり、客観的かつ具体的なものとなっていなかった。</p> <p>(体験型経済教育施設)</p>	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>体験型経済教育施設における随意契約の理由について、担当職員の認識不足により、1者随意契約の理由が不十分のまま契約を締結したことによるものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>今後の契約については、業務内容等を十分に精査し、随意契約の条件と照らし合わせ、適切な契約方法をとるよう事務を行います。</p> <p>また、産業廃棄物収集運搬業務については、合わせて業務を行うことにより、収集運搬業務がより効率的に行えることから、平成28年度より清掃業と合わせて契約しています。</p>
<p>7 契約事務 (その2)</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3</p>	

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>号を適用した随意契約の方法により契約を締結する場合における公表について、市財務規則第128条の2各号に定める公表が適切に行われていない例が認められた。</p> <p>※ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定を適用した随意契約の方法により契約を締結する場合には、市財務規則第128条の2第1号で「あらかじめ、契約に係る発注の見通し」を、同条第2号で「契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等」を、同条第3号で「契約を締結した後において、契約の相手方となつた者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況」について公表することとされている。</p> <p><b>【事例1】生涯学習課</b></p> <p>これらの規定が適用される契約として締結したいわき市立平窪公民館外20館清掃業務委託に係る契約事務において、同条第1号で定める公表が行われていなかった。</p> <p>また、同条第2号に定める「契約の相手方の決定方法及び選定基準等」及び同条第3号に定める「契約の相手方とした理由」については、内容が「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるもの」との表記にとどまっており、具体性に欠ける不十分なものとなっていた。</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>平成27年度のいわき市立平窪公民館外20館清掃業務委託に係る契約事務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用した随意契約における公表のうち、いわき市財務規則第128条の2第1号に定める公表を実施していなかった事案については、同号の規定自体を担当職員等が把握していなかったことにより発生したものです。</p> <p>また、同条第2号に定める公表及び同条第3号に定める公表について、その内容が具体性に欠ける不十分なものになっていたことについては、当該業務等に関するマニュアルである「随意契約に関する事務執行のための指針」（財政部契約課策定）の内容を担当職員等が十分に把握していなかったことにより発生したものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>平成28年度における当該業務委託にあたっては、いわき市財務規則第128条の2第1号に定める公表について、市公式ホームページにより適時適切に実施しております。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p><b>【事例2】 学校支援課</b></p> <p>これらの規定が適用される契約として締結した平成27年度いわき市立学校用業務委託に係る契約事務において、同条第2号に定める「契約の相手方の決定方法及び選定基準等」については、内容が「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定の準用によるもの」との表記にとどまっており、具体性に欠ける不十分なものとなっていた。</p> <p>また、契約締結前に行うべき同条第2号の公表が、契約締結後に遅延して行われていた。</p> <p><b>【事例3】 美術館</b></p> <p>これらの規定が適用される契約として締結したいわき市立美術館駐車場管理業務委託に係る契約事務において、同条第3号で定める公表が行われていなかった。</p> <p>(生涯学習課、学校支援課、美術館)</p>	<p>また、同条第2号に定める公表及び同条3号に定める公表についても、「随意契約に関する事務執行のための指針」に定められている内容に則り、具体的な内容を記載した上で適切に公表を実施しております。</p> <p>今後につきましても、職員間のチェック体制の強化を図り、適切な事務執行に努めて参ります。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>契約事務において、契約の相手方の決定方法及び選定基準等の内容に具体性が欠けていたことについては、具体的理由の必要性についての認識不足であったことによるものです。</p> <p>また、公表については、公表が必要であることは認識していたものの、年度末の業務繁忙により、処理を失念したことにより発生したものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>今後は、契約の相手方の決定方法及び選定基準等について、随意契約の内容を具体的に記載します。</p> <p>また、契約内容等の公表については、市財務規則第128条の2第2号の規定に基づき、起工兼見積執行伺の決裁後、速やかにホームページを更新し、公表します。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>市財務規則第128条の2第3号の規定により、契約内容を公表するため、ホームページの更新作業を行う際、担当職員の操作ミスにより反映されなかったことによるものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>契約内容を再入力し、ホームページを更新し、同条第3号の公表をいたしました。今後は、システム操作を熟知し、確認を怠らないよう努</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>8 契約事務（その3）</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 今回、監査を実施した契約事務の中で、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が必要と思われる43件のうち2件の契約において当該措置が講じられていなかった。</p> <p style="text-align: center;">（学校教育課、美術館）</p>	<p>めます。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める措置について、担当職員の認識不足により、契約書中への契約解除条項の規定文言等の記載が漏れてしまったことによるものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>今回の指摘を受け、入札・契約時の事務処理について遺漏のないよう、同要綱の規定に従うとともに、チェック体制をさらに強化し、事務を進めております。</p> <p>なお、新年度契約については、契約解除条項の規定文言を記載し、適正に処置いたしております。</p>

## 監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	教育委員会事務局及び教育機関
監査の種類	平成27年度 定期監査（28監第3号 平成28年4月1日報告）

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>学校給食費の滞納について</p> <p>学校給食費については、学校給食法第 11 条及び同法施行令第 2 条の規定により、学校給食の運営に必要な施設・設備の整備費、調理従事者の人件費は学校設置者が負担し、それ以外の経費（食品の原材料費・光熱水費）は保護者が負担することとしており、本市においては、保護者負担の軽減を図るため食品の原材料費のみを学校給食費として徴収している。また、学校給食費の会計管理については、昭和 39 年文部省体育局通知により、地域の実情に応じそれぞれの学校設置者の判断によるとされているが、本市の学校給食は共同調理場方式を運営の基本とし、学校給食費については市の歳入歳出予算で管理する公費会計としているところである。</p> <p>学校給食費を公費会計で扱うことは、その経理状況が明確にされるとともに金銭処理の事故防止の観点で大きな効果を発揮するものであるが、学校給食費に滞納が生じ徴収困難となった場合、それに相当する欠損額は最終的に市が負担することになるため負担の公平性の観点から望ましくはなく、その解消に努める必要がある。</p> <p>本市においては、学校給食費の滞納対策は第一義的には各学校の代表者が担うこととしており、未納の保護者への督促通知、電話連絡、家庭訪問及び個別面談等による納入指導は、学級担任をはじめ、事務担当者や学校長が行っており、それでもなお納入されない</p>	<p>現年度分の学校給食費については、滞納額の縮減のため、各学校に対し引き続き徴収強化の指導を行って参ります。</p> <p>また、過年度分の滞納対策については、引き続き教育委員会から催告状を送付するのに加えて、教育委員会による電話での催告及び家庭訪問を実施し、徴収体制の強化に努めて参ります。</p> <p>なお、調査の結果、所在不明者や資力のない者の滞納額については、不納欠損処分をするなど、適切な債務管理に努めて参ります。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>場合は、納入意思を確認できない保護者に対して教育委員会が催告通知を送付している。</p> <p>また、滞納を縮減する取組みとして、民生児童委員と連携を図った家庭訪問の実施、集金日（口座振替日）前の「集金のお知らせ」メール配信による注意喚起、あるいは家庭状況により就学援助制度を勧めるなど、各学校では様々な取組みが行われている。</p> <p>しかしながら、本市の学校給食費については、監査実施時点（平成 27 年 11 月 24 日）における滞納額は、現年度分が 13,131,940 円、過年度分が 53,063,951 円の合計 66,195,891 円となっており、その要因の一つとして、卒業生については、学校との繋がりがなくなり保護者と接触することが困難であることや連絡先が不明であるなどにより継続的な交渉が難しくなっていることがあげられるが、過年度分の滞納対策は、個々の学校単位の取組みでは限界があるのではないかと考える。</p> <p>また、教育委員会では、学校事務担当者会議や学校事務担当者研修の際に学校給食費の滞納の現状を説明し、各学校に徴収強化を依頼しているが、各学校のみの対応では徴収困難な状況と認められる場合については、各学校の教職員等と連携を強化し、問題の解消を図るための有効な支援方策を講ずることが求められる。</p> <p>こうしたことから、教育委員会においては、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達にとって大きな教育的意義を有することも踏まえて、学校給食の運営に支障をきたすことのないよう、各学校と連携を図るとともに、他自治体の取組みで効果のあった事例等を調査研究しながら、積極的に滞納額の縮減に努められるよう望むものである。</p> <p style="text-align: center;">（学校支援課）</p>	